

最高裁判所提案の「後見制度支援信託」導入の条件及び親族後見人の不祥事防止策についての意見書

2011年（平成23年）10月18日
日本弁護士連合会

当連合会は、本年2月10日付け「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する要望」で拙速な導入は避けるよう要望し、本年3月27日付け「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する意見書」で様々な問題点を指摘して導入に反対すること及び専門職団体等との協議により運用上・制度上の改正を行うべきとの意見を表明した。

その後、最高裁判所からの申出により、本年5月から、当連合会は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会及び社団法人日本社会福祉士会とともに、後見制度支援信託（以下「本件制度」という。）についての協議を行ったところ、いくつかの問題点の解消は図られ、最高裁判所の作成した「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」に反映された。

しかしながら、本件制度の導入と併せて整備すべき親族後見人による不祥事防止のための対策が不十分であること、また、本件制度自体については、前記意見書で指摘したように、成年後見制度の基本理念である成年被後見人の自己決定の尊重や本人のための柔軟な財産管理や身上監護にもとる重大な疑義があるなど本質的な問題点が残されており、当連合会としてはその導入に原則として反対する姿勢は維持せざるを得ない。

これに対し、最高裁判所は、本年末には本件制度を導入するとの姿勢を崩していない。

そのため、当連合会は、上記の立場を維持しつつ、本件制度の運用に専門職団体として関与しながら、可能な限り問題の少ない運用となるように、検証と必要な見直しを求めていくことを選択したものである。

これに伴い、この間の最高裁判所との協議の中で明らかになりながら、上記「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」には反映されなかった諸課題、すなわち、最高裁判所及び各家庭裁判所が本件制度を導入するに際し実施すべき諸条件及び併せて実施すべき親族後見人の不祥事防止策につき、本意見を表明するものである。

第1 意見の趣旨

1 本件制度が導入された場合には，家庭裁判所は，以下の諸条件を遵守すべきである。

(1) 「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」には，親族後見人による不祥事の防止が目的であることが明記されているが，この目的以外に本件制度が濫用されることのないように，限定的な運用を遵守すべきである。

(2) 専門職後見人に当該事案についての本件制度活用の適否の検討を指示する際には，「事務連絡」ではなく，必ず「指示書」を発行して，その責任の所在を明らかにすべきである。また，その際には，本人の自己決定・意思を十分尊重し，本人のための柔軟な財産管理・身上監護に資するかどうかにつき十分に配慮するよう指示すべきである。

(3) 「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」には，本件制度の利用については「基本的に（専門職）後見人の合理的判断を尊重する」と記載されているが，「合理的判断」とは，不正リスクの回避との比較によるのではなく，本人の自己決定・意思を尊重し，柔軟な財産の活用，安定的な身上監護による本人の権利擁護のため，諸事情を総合的に判断することを意味するものであり，この判断により利用が決定されるべきである。

(4) 「後見制度支援信託」契約の締結後も，少なくとも年1回は職権での定期監督立件を必ず行い，財産管理の適正・身上監護面で適切な配慮がなされているかについて，十分精査すべきである。

(5) 信託財産の払戻しや定期交付金額変更等の「指示書」の発行の際には，十分な疎明資料の提出を求めるほか，調査官による調査等を行い，十分に精査すべきである。また，上記「指示書」発行後は，速やかに職権で監督立件を行い，払戻金等の適正な使用について，十分精査すべきである。

(6) 本人の財産が，現金及び預貯金以外の金融商品・保険・不動産など多様な財産が存する場合については，本件制度は適用すべきではない。

特に，株式などの金融商品については，経済情勢の変動などによる不確定要素が大きいいため，原則として換価対象とすべきではない。特に換価の必要性を裁判所が認めるときに限り，裁判所の「指示書」に基づく換価にとどめるべきである。

また、預貯金であっても、金融機関が本人の見守り機能を果たすなど地域福祉の担い手となっている場合などについては、換価対象とすべきではない。

- (7) 本人に対する身上監護が専門的対応を要するなど親族での対応が困難な場合、あるいは、本人の心身状況の変動が大きく長期的に支援計画を検討する必要がある場合については、本件制度を適用すべきではない。
 - (8) 裁判所は、本件制度の適否を検討させる際に選任する専門職後見人を各専門職団体による推薦方式又は推薦名簿の搭載者に限定するべきである。
- 2 家庭裁判所は、親族後見人による不祥事の事前防止策としては、専門職後見人・後見監督人の積極的活用をまずは図るべきである。また、「後見制度支援信託」に代わる方策として、後見監督人を付した上で預金解約時等の後見監督人の「同意」を得ることを金融機関などに対し周知・徹底に努め、また、親族後見人による一定条件以上の預金の出金・解約には裁判所の「指示書」を必要とする運用を預金取引等に導入するなど、本件制度より制約的でない他の対策を十分活用すべきである。
 - 3 家庭裁判所は、親族後見人による不祥事防止のため、まずは、裁判所の実務運用として下記の対策を講ずるべきである。
 - (1) 後見人の選任時に、調査官による面接・本人との面談・親族への意向照会などを省略せず、事案を十分精査した上で、親族後見人の適格性判断を慎重に行うべきである。
 - (2) 後見人の選任時の初期研修を抜本的に充実させるとともに、選任後も、親族後見人に対し、専門職の協力を得るなどして定期的に研修を行い、研修未履修者に対しては、監督人の追加選任や解任事由とすべきである。
 - (3) 親族後見人への定期監督立件をより頻回に行うほか、親族後見人に何らかの不祥事の兆候があれば、直ちに職権での監督立件をして迅速に対処し、被害の拡大を未然に防止すべきである。
 - 4 国は、親族後見人による不祥事の防止・抜本的解決のため、後見監督の責任ある裁判所が、2項及び前項の実務運用を十分実施するために裁判所の人的・物的体制を拡充し、そのための予算措置を講ずるとともに、後見人の権限の縮小、後見監督人及び家庭裁判所の監督権限強化・拡大等の成年後見制度の改正のために早期の法改正を行うべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

本年2月3日，最高裁判所により，「後見制度支援信託」の仕組みを本年4月から導入する方針であることが公表された。

これに対し，当連合会は，冒頭記載のとおり要望を行い，また，導入反対の意見を表明した。これに対し，最高裁判所は当初の本年4月からの導入の予定を延期した。

その後，最高裁判所からの申出に基づき，本年5月から，当連合会は，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート，日本司法書士会連合会及び社団法人日本社会福祉士会とともに，最高裁判所と本件制度についての協議を行ってきた。この協議の場において当連合会は，親族後見人による不祥事案の収集とその要因の分析，親族後見人による不祥事防止のための本件制度に代わる対案の提示，専門職後見人の受け皿が十分整っていること，これらに基づき，親族後見人による不祥事の抜本的な解決策である運用上・制度上の改正に向けた最高裁判所を含む法務省など関係諸機関との協議の場を設け，改正を実現するための努力をすることなどについて，提案を行ってきた。

協議の結果，最高裁判所からは，今後の各裁判所における本件制度運用の基本となる「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」が発表された。

しかし，この文書には，当連合会が指摘した問題点のいくつかは反映されたものの，十分なものではなかった。また，そもそも，本件制度は，成年後見制度の本質的内容を変容させる危険のある制度であるとの認識で一致することはできなかった。

本件制度は，最高裁判所も認めているように親族後見人による不祥事防止のための一方策にすぎない。したがって，他の対案の十分な活用や，裁判所が本来の監督機能を十分に果たし，適正な後見人の選定，指導，監督を充実させることがまずは必要である。

そのため，家庭裁判所の人的・物的体制の拡充が不可欠であるのはいうまでもなく，また，親族後見人による不祥事についての抜本的解決のためには，後見人の権限の縮小，後見監督人及び家庭裁判所の監督権限強化・拡大などの法改正が必要である。

また，専門職後見人や後見監督人のより積極的な活用，そのための財源の確保，あるいは，より制限的ではない方法による親族後見人による

不祥事防止策として、後見監督人の同意による定期預金等の解約の周知徹底、親族後見人の一定以上の財産処理に裁判所の「指示書」を必要とする運用などが代替案として極めて有効である。

本件制度を仮に導入するとしても、上記のような現行制度において行うべき様々な対応を行う中で、限定した条件、かつ、慎重な配慮の下での運用が必要である。

しかしながら、最高裁判所が本年末からの本件制度の導入をするとの方向であること、そして、当連合会が提示したこのような課題につき、十分な一致を得ることはできなかったが、少なくとも、「親族後見人の不正防止のための諸方策に関する協議について」と題する書面の記載内容について最高裁判所の同意が得られ、今後の抜本的な不祥事防止策に関し、その運用面について、最高裁判所を含めた定期協議の場が設けられたこと、また、本件制度についても運用の検証をする定期協議の場が設けられたことを受け、成年後見制度の運用に責任を持つ専門職団体として、当連合会は、本件制度の各家庭裁判所における運用に関与するとの結論に至ったものである。

そこで、今後、当連合会は、他の専門職団体とともに、本件制度導入に際しての諸条件の限定・検証を行い、より制限的でない代替策について推進するとともに、国及び最高裁判所、関係各機関・諸団体などと、法改正、運用改善、体制整備に向けた制度構築につき協議し、実現していく所存である。

2 裁判所がとるべき親族後見人による不祥事防止の対策について

(1) 最高裁判所の説明による親族後見人による不祥事の状況

最高裁判所が、今回の協議において当連合会等に説明した親族後見人による不祥事に関する状況は、以下のとおりである。

「実情調査の結果によれば、親族後見人等による不正事案は10か月間に182件、被害総額が約18億3000万円であり、1年間に換算すると、218件程度の不正が報告され、その被害総額は約22億円になる計算である。したがって、毎月18件程度の不正が発覚し、2億円近い被害が判明していることになり、一日あたりの被害額は約600万円ということになる。そして、管理継続中の事件から現在と同様に一定割合で不正が生じると考えれば、平成42年の不正事案は年間約450件、被害総額は約45億円に上る計算となる。」

(2) 当連合会による親族後見人等の不祥事案件に関するアンケートの

結果・原因の分析

本年6月から7月にかけて、当連合会は、会員を対象に、親族後見人等の不祥事案件に関するアンケートを行った。

その分析結果によると、不祥事の発生原因としては、主に以下のものなどがある。

後見人の選任時で専門職を選任すべき案件について親族が選任されていること、また、親族後見人の適格性判断の精度がなく、不適格な後見人が選任されていること。

親族後見人が、後見人との財産との峻別・厳格な管理の必要性などについて裁判所からの指導・助言がなく、後見人としての実務についての理解が不十分であること。

裁判所が不正を把握するために十分な資料の提出や必要な調査官調査などが十分行われていないこと。

親族後見人の不正を疑わせる兆候があるにもかかわらず、家庭裁判所が迅速に職権での監督立件・調査などを行わなかった（数年間放置した事案などもある。）ために、被害額が拡大し、未然に防止できなかったこと。

特に、不祥事の原因に関して最も多かった回答は、「後見人等の理解不足（家庭裁判所の説明不足）」であり、次に「問題ある親族の選任」、「家庭裁判所の監督不十分（立件遅滞等）」と続き、この3つが不祥事の原因の大半を占めていることが判明した。

「後見人等の理解不足（家庭裁判所の説明不足）」は、具体的には、家庭裁判所が後見人の選任時、後見人の役割等について十分な指導を行わなかったため、後見人となった親族が、家族の財産と被後見人の財産を峻別する必要性を理解せず、財産を費消したというものである。

「問題ある親族の選任」については、選任された親族が多額の負債を抱えていたというものが多かったが、中には、選任前から家庭裁判所が財産の使い込み歴のある親族であることを把握しながら、後見人に選任した事案もあった。

「家庭裁判所の監督不十分（立件遅滞等）」は、主に、定期の報告書の提出がないにもかかわらず長期間にわたり立件を怠った事案や、報告書に添付された資料から財産の使い込みが明らかであることを見落とし、被害が拡大した事案が報告されていた。

上記3つの原因は、いずれも、家庭裁判所の調査・指導・監督が不十

分であることを浮き彫りにしており，家庭裁判所の後見等事件に関する運用改善・体制整備こそが，親族後見人による不祥事防止策として，まず早急な改善が望まれる結果となった。

特に，最も回答の多かった「後見人等の理解不足（家庭裁判所の説明不足）」については，後見制度の根幹に関わる部分である。現状のように，後見制度の理解が不十分な親族を後見人に選任し，十分な初期教育や研修も行わないまま，本件制度によって被後見人の財産の流出に縛りだけがかかるのは，根本的な問題の解決にはつながらず，親族後見人の適格性の精査や裁判所の適切な教育，研修，助言，指導がなされていないことこそが見直されるべきであることが明らかとなった。

(3) 家庭裁判所による親族後見人による不祥事の事前防止策

上記不祥事の原因から，家庭裁判所による不祥事の前防止策として，以下の対策がとられるべきである。

後見人選任時は，調査官面接・本人面談・親族への意向照会を現状のように省略せず，事案内容を十分に把握し精査した上で，専門職選任に適する事案と親族後見人の適する事案の振り分けを的確に行う必要がある。

具体的には，親族後見人の適格性審査を上記調査官面接などのほか，資産・負債状況などについても十分資料の提出を求めて把握した上でを行い，不適格者の排除を厳格・的確に行い，家庭裁判所が適格性に全く問題がないと判断した親族のみを後見人として選任することが必要である。

また，親族後見人の選任時及び選任後に，一定期間以上継続的に後見人に対し，専門職の協力を得るなどして定期的に倫理研修や実務研修を行うプログラムを必須で行うべきである。そして，研修未履修者は，監督人の追加選任や解任事由とすべきである。

家庭裁判所は，少なくとも年に1回の定期的な職権での監督立件を行い，特に選任から1，2年の初期の段階では，より頻回な監督を行い，後見人の任務懈怠・不正の兆候がないかなどについて十分精査して，監督を行うものとする。その際に，財産管理面だけではなく，身上監護を含めた後見業務内容・方針のチェックを行い，監督の精度を高めるため，立件時の調査項目の追加・十分な疎明資料の提出・調査官による調査等も行うべきである。

報告懈怠・添付資料不足など何らかの親族後見人による不祥事の兆候があれば、すぐに職権立件して緻密な調査を行い、不正が判明すれば、解任・刑事告訴などの厳正な措置を迅速に行うべきである。

3 親族後見人による不祥事に対するより制限的でない代替方策の併行した実施について

本件制度が、成年後見制度の本質に関わる問題を持つ以上、裁判所は、親族後見人による不祥事の防止のために、現行制度の下で可能な他の代替方策を積極的に検討し、全て最大限に活用すべきである。

現行制度においても、親族後見人による不祥事の事前防止策として、以下のような方策をとることが可能である。

これらのうち、特に(2)及び(3)については、現時点ではわずか数行しか信託業務を行っていない信託銀行等だけに財産保全機能を集中させることによる地域経済への影響という弊害を防止し、金融機関間の公平な機会の提供という点においても意義があり、公平性と透明性を旨とする司法機関としては、積極的な活用が求められる。

(1) 複数後見を含む専門職の活用

親族後見人による不祥事防止策としては、まずは、専門職後見人・後見監督人の活用が図られるべきである。

成年後見制度は、本人の自己決定の尊重・権利擁護のため、財産管理・身上監護を行う制度である。これに対して、本件制度は、単に信託財産部分の保全を図る制度である。しかし、成年後見制度は財産保全のためだけの制度ではなく、本人の快適な生活実現などのために財産を有効に活用し、身上監護・本人の権利擁護を図る制度であることの制度趣旨を実現する上で、専門職の活用が必要である。専門職を後見人・後見監督人として選任するほか、親族との複数後見の活用も積極的に推進すべきである。

また、複数後見制度も不祥事の事前防止策として活用することができる。複数後見における権限の共同行使の定め（民法第859条の2）を活用することにより、例えば、日常生活に使われる口座の取引については親族後見人に単独で権限を付与し、それ以外の取引については権限の共同行使の定めを行うということも考えられる。

なお、最高裁判所は、専門職の給源不足が地域によってはあるかのように指摘するが、現状では一部の過疎地域を除いては不足しておらず、むしろ法曹人口の増加もあいまって、超高齢社会化により高齢者

分野などにおける専門職の関心が高まっており、今後取り組む専門職の増加も予想され、将来においても十分に対応が可能である。

(2) 後見監督人による「同意」の制度の活用

後見監督人が選任されている場合、後見人は、民法第13条第1項の行為（元本の領収を除く。）を行うには後見監督人の同意を要するものとされており（民法第864条）、後見監督人の同意なく行われた行為は取り消すことができるものとされている（民法第865条第1項）。

裁判所が後見人を選任した際、後見人に指示をして、本人の預貯金のうち日常生活に必要な範囲を超える預貯金は定期預金として預けさせておけば、上記の後見監督人の同意の規定により、少なくとも定期預金の解約については「重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」（民法第13条1項第3号）として後見監督人の同意を要する行為に当たると解することができる、これを親族後見人の不正行為に対する事前防止策として活用することができる。

平成11年民法改正前は、後見監督人は本人の親族又は後見人の請求によって選任するものとされていたことから、必要な事案で後見監督人の選任がなされず、後見監督の制度が十分に機能しなかった。そのため、平成11年民法改正において、裁判所が必要に応じて職権で後見監督人を選任できるよう改正されたとされている（民法第849条の2）。

したがって、現行の法制度は、裁判所が、被後見人の財産状態等を踏まえて、必要に応じて後見監督人を選任することを求めていると解されるのであり、後見人による不祥事の防止策としても、本来、後見監督人の制度を最大限に活用することが求められている。

(3) 金融機関等との協議のもと、後見人による権限濫用防止のための運用を行うこと

後見監督人を選任していない事案においても、金融機関等との協議のもと、後見人による権限濫用防止のための運用を行うことが考えられる。

具体的には、裁判所は、後見人が一定の範囲の行為を行うことについては裁判所の承諾（指示）を得るようあらかじめ指示する内容の指示書を出し、後見人は金融機関に対する届出において、届出とともに、この指示書と一定の出入金・解約については裁判所の指示に基づく旨の念書等を提出するものとし、金融機関は、個々の取引において、裁

判所の指示が必要とされている行為を後見人が行おうとしている場合は、裁判所が発行する指示書で確認する、ということが考えられる。

4 本件制度適用に際しての諸条件について

また、前記最高裁判所作成の「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」は各地の家庭裁判所に対し指針を示す性質を有するものであると最高裁判所は説明しているが、本件制度導入に際しての条件としては十分ではなく、本件制度は前記のように成年後見制度の理念・本質を変容させる可能性もあるため、上記協議で当連合会が求めてきた厳格な条件の下での適用について、その意見を明らかにしておく。

(1) 職権による定期監督立件などについて

裁判所は、本件制度の契約締結後も、少なくとも年1回の頻度で、職権での定期監督立件を行い、親族後見人が財産管理の適正・身上監護面で適切な配慮がなされているかについて、十分精査すべきである。

本件制度は、単に信託財産部分の保全を図る制度であるところ、成年後見制度は、本来、財産保全のためだけの制度ではなく、本人の快適な生活の実現のため財産を有効活用し、身上監護・本人の権利擁護を図る制度である。この成年後見制度の理念・趣旨を全うするためには、定期監督立件により、柔軟な財産管理・身上監護が行われ、十分本人の権利が擁護されているのかについて精査することが必要である。本件制度を適用したとしても、本人の日常生活に必要な収入や預貯金は後見人が管理するのであり、その適正につき裁判所の後見監督が行われることは不可欠である。

また、裁判所がこのような監督機能を十分果たしていることが成年後見制度に対する社会的な信頼の基礎ともなっていることに十分配慮すべきである。

このように定期監督立件は、本人の権利を擁護し、本件制度の利用により、成年後見制度が信託対象財産保全だけの制度となることのないように、不可欠な条件として明示すべきである。

最高裁判所は、職権による監督処分事件は審判事項であり、裁判官の裁量による個別判断事項であるとしているが、これまでの運用として、年1回の定期監督立件は、ほとんどの家庭裁判所において行われてきたことから、その重大性に鑑み、「目安」として明示することは可能であり、かつ、必要不可欠であると思われる。

また、本件制度は不祥事防止に万全な対策ではなく、信託財産の払戻

しや定期交付金額変更等の際に，不正が行われる可能性があることから，払戻しなどの「指示書」発行の際には，十分な疎明資料の提出を求めるほか，調査官による調査等を行い，不正防止のため，十分に精査することが必要である。さらに，上記払戻し等の「指示書」発行後は，速やかに職権で監督立件を行い，払戻し金等の不正使用の有無について，「指示書」発行の際と同様の方法で十分精査することが必要となる。

(2) 身上監護面の十分な配慮について

成年後見制度は，ノーマライゼーションの理念に基づき，本人の自己決定・意思を尊重し，財産管理のみではなく身上監護に十分配慮し，本人の権利擁護のための制度であることから，信託対象財産の保全を目的とする本件制度を適用する場合には，特に，身上監護面での十分な配慮が必要となる。

本件導入に際し，裁判所は，身上監護面について十分配慮し，対象事案の選定などをするほか，専門職後見人に本件制度の適否の検討を指示をする際には，本人の自己決定・意思を十分尊重し，本人のための柔軟な財産管理・身上監護に資するか否かにつき十分に配慮するよう指示すべきである。

本件制度の適否の検討について，専門職後見人は，本人の意思（現在及び過去の将来設計なども含む）・心身の状況，親族関係・紛争の有無・法的課題いかん等全般について可能な限りの調査を十分な期間をかけて行い，後見方針を立てて，安定的な身上監護・本人の意思尊重・権利擁護にとり問題がないか否かについて十分配慮をしなければならない。専門職の知見・専門性を活かす場面は上記にあり，機械的な計数上の収支予定作成や信託条件の設定のみを行えばよいとの誤解が生じないように，十分な指示などがなされるべきである。

なお，本人の今後の生活設計や収支予定を立てるためには本人の疾病や障がいへの十分な調査と理解・評価が不可欠であり，また，それに必要とされる社会資源の活用を検討するのであり，法律専門職では十分な見通しが立たないことも多い。したがって，事案により社会福祉士を選任し，又は，その意見を聴取する制度を設けることも検討されるべきである。

(3) 専門職後見人の「合理的」判断の尊重について

「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」には，本件制度利用については「基本的に（専門職）後見人の合理的判断を尊重する」と記載

されているが、「合理的判断」とは、不正リスクの回避との比較によるのではなく、本人の自己決定・意思を尊重し、柔軟な財産の活用、安定的な身上監護による本人の権利擁護のため、諸事情を総合的に判断することを意味するものであり、この判断により利用が決定されるべきである。

また、「基本的に」とあるが、専門職後見人が上記のように成年後見制度の趣旨・基本理念である本人の権利擁護のために、諸事情を総合判断して利用すべきでないとの判断をした場合には、本件制度は利用されるべきではない。

(4) 本件制度適用に関する「指示書」発行について

本件制度は、裁判所が考案した制度であり、その根拠は、家事審判規則第84条の「指示」を根拠とするものであるから、その責任の所在を明確にするためにも、本件制度適用の検討及び本件制度による信託契約締結については、裁判所は、専門職後見人に対して、「事務連絡」ではなく、必ず「指示書」を発行すべきである。

(5) 本件制度が親族後見人による不祥事防止目的であることの遵守について「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」には親族後見人による不祥事の防止が目的であることが明記されているが、この目的以外に濫用されることのないように、限定的な運用を遵守すべきである。

すなわち、「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」では、本件制度の導入目的は親族後見人による不祥事の事前防止にあるとしており、また協議の中でも再三その目的以外は考えていないと最高裁判所は明言しているところである。とはいえ、各家庭裁判所の運用の中で、これを超えた運用がなされる危険は払拭されたとはいえない。

したがって、改めて、適用する事案は、親族後見人による不祥事防止を目的とするものに限ることを確認し、濫用されることがないように、利用目的遵守にくれぐれも留意がなされるべきである。

(6) 多様な財産がある場合の本件制度の適用について（特に証券取引）

本人の財産が、現金及び預貯金以外の金融商品・保険・不動産など多様な財産が存する場合については、預貯金等にだけ本制度を適用しても、他の資産が高額であり、無断処分などにより不正利用の危険があるため、適用の意味はない。

また、株式等の金融商品については、経済情勢の変動などによる不確定要素が大きく、取得価格を大きく割り込み、損失が明らかに多大である現状からは、原則として、換価対象とすべきではないものと思われる。

そして、特に、換価の必要性を裁判所が認めるときに限り、裁判所の「指示書」に基づき換価を行うべきである。

(7) 本件制度の適用の際の預貯金についての配慮について

本件制度の対象財産は、現金及び預貯金、株式等が対象とされるが、株式については前項で述べたとおりであり、また、預貯金であっても、本件制度の適用が相当でない場合があるため、これについての配慮が必要である。

本人の意思の尊重として、現在のみならず過去における本人の財産権利についての将来設計については、慎重に配慮が求められ、単に不正リスクの回避という抽象的かつ単純な利益衡量により判断されるべきではない。

本人の従来からの強い意向に基づき、いくつかの金融機関との取引が継続されている事情がある場合や、特に、金融機関が定期的に訪問して出入金を行い、本人の見守り機能を果たすなど地域福祉の担い手となっている場合などについては、身上監護面における判断として、重要な要素とすべきであり、本件制度の適用は避けるのが相当である。

(8) 身上監護の観点から本件制度を適用すべきではない場合について

本人に対する虐待の可能性がある場合については、最高裁判所も言及しているが、それ以外にも、本人の心身の状況から身上監護面に相当の専門性が必要であり親族の判断だけでは本人の適切な支援が困難な場合、あるいは、本人の心身状況の変動が大きく、支援計画を立ててもその変動が予想され、長期的に支援計画を検討する必要がある場合などについては、本件制度の適用と親族後見人による支援はふさわしくなく、専門職の活用をすべき事案として、本件制度を適用すべきではない。

(9) 本件制度適用検討の際の専門職選任方式について

本件制度の適用には、上記のように様々な配慮事項・留意すべき点があることから、これに携わる専門職は、これらに精通した者であることが必要であり、各専門職団体による十分な研修などを受けた専門職が選任されるべきである。これを担保するため、従来から各家庭裁判所で行われている各専門職団体の推薦方式による選任又は推薦名簿の搭載者からの選任を通じて必ず選任すべきである。

5 親族後見人による不祥事に対する抜本的対策

そもそも我が国の成年後見制度における親族後見人による不祥事の根本的な原因は、諸外国にも例をみないほどの広汎な権限を後見人が有し

ていること、後見監督人の権限が限定的で調査権さえ有せず、家庭裁判所の監督権限も限定されていることから、事前防止策としては、監督機能が十分機能していないことにある。

そこで、親族後見人による不祥事の抜本的解決のためには、国際的な潮流ともなっている後見人の権限縮小、後見監督人及び家庭裁判所の監督権限強化・拡大などの法改正が必要であり、かつ、急務である。

また、2項で述べた後見監督の第一義責任を担う家庭裁判所の監督機能を十分に機能させるためには、成年後見の利用件数の急速な増加にもかかわらず、必要な人員を整備してこなかった司法行政の怠慢を改めなければならない。現状の体制では、裁判所によっては必要最小限の対応にも苦慮している状況があり、選任時の十分な調査を行わず、定期監督立件さえ省略しようとしている。このような家庭裁判所の体制を抜本的に人的・物的に拡充する必要性がある。国民の司法ニーズに応えるための当然の国の責務である。

6 その他の制度整備の必要性

(1) さらに、国及び地方公共団体は、親族後見人の適切な相談・支援体制・機関を、都道府県・市町村レベルで構築するべく、家庭裁判所・専門職団体その他の関連諸団体との協議機関を設け、体制を整備すべきである。

前記のように、親族後見人による不祥事防止のためには、親族後見人を孤立させず、社会的なバックアップ体制の整備が必要であり、諸外国の例にならい、地方行政機関を中心に、親族後見人の相談・助言や研修、支援のための地域ネットワークを構築し、中核となるセンターなどの体制整備が必要である。

(2) また、国及び地方公共団体は、親族後見人の不祥事を防止するため、専門職後見人や後見監督人の最大限の有効活用を図り、本人の負担軽減を図るため、抜本的な成年後見制度の公的報酬助成制度を創設すべきである。

親族後見人の不祥事防止策として、専門職選任が適切な事案において専門職を活用するためには、本人のコスト軽減が必要であり、特に資産が十分でない場合については、現状の成年後見制度利用支援事業などでは不十分であり、抜本的な公的報酬助成制度が創設・確立されなければならない。

7 まとめ

以上のように、親族後見人による不祥事の発生は看過できない状況になってきているが、その要因を分析すれば、本件制度のような成年後見制度と本質的に異質の制度の導入により解決できる問題ではない。現行制度下でも運用可能な様々な工夫を行うとともに、その抜本的解決のためには、成年後見制度そのものの抜本的見直しと必要な法改正及び家庭裁判所の後見実務、後見監督の質・量の維持及び向上のため、裁判所の人的・物的体制の抜本的拡充が求められているのである。

また、地方行政機関を含めた公的な親族後見人の相談・支援体制の整備、後見人の報酬の公的助成制度の創設、拡充が図られるべきである。

当連合会は、親族後見人による不祥事の防止について、広く国民に情報を提供し、成年後見制度の基本理念を見失うことなく、本人の自己決定の尊重や本人の適切な権利擁護のためにどのような改善が必要かを議論に付し、立法府や行政機関とも協力し、成年後見制度に関わる様々な関係諸機関や専門職団体、権利擁護に関わる団体とともに改善策を打ち立てるべく、引き続き活動を継続するものである。

また、今回の協議において、最高裁判所と確認することができた定期協議の機会を十分に活用し、現行制度における親族後見人による不祥事防止のための諸施策を具体的に実施し、また、本件制度の運用に参画して運用状況の検証を行い、成年後見制度の理念・本質が変容することのないように、より良い成年後見制度の実現に向けて全力を尽くすものである。